



▶平成二十二年 一般会計収支決算書

平成22年度 一般会計収支決算書				
(自：平成22年4月1日 至：平成23年3月31日)				
収入の部				
科目	平成22年度 予算額	平成22年度 決算額	差	備考
1. 個人の負担する費用又は会費	46,080,000	44,265,200	1,814,800	通年度会費 4,950,000 当年度会費 29,615,200 (8,400×99,038.2月)
2. 寄附	—	0	0	日本歯科医師連盟
3. 政治団体からの寄附	—	4,423,559	△ 4,423,559	21世紀の医療と福祉を支える会 1,423,559
4. 借入金	—	—	—	—
5. その他の収入	80,000	11,031	38,969	預金利息等
6. 前年度繰越金	27,000,000	27,302,925	△ 302,925	—
合計	73,130,000	76,002,715	△ 2,872,715	—

  

支出の部				
科目	平成22年度 予算額	平成22年度 決算額	差	備考
1. 経常経費	4,300,000	4,088,402	211,598	—
2. 政治活動費	600,000	600,000	0	—
3. 機関誌等の発行 その他の事業費	3,200,000	2,623,497	576,503	機関誌『れんめい』等
4. 調査研究費	300,000	215,300	84,700	資料、書籍購入費等
5. 寄附・交付金	12,000,000	2,958,000	9,432,000	寄附・会費等
6. その他の経費	5,000,000	10,000,000	△ 5,000,000	地元活動費等
合計	23,200,000	18,400,972	4,799,028	—

【一面からの続き】  
にある会員管理及び会費に関する規定を規約から抜き出し、新たに会員管理及び会費規程を定めた旨の説明が行われた。  
議長はここで質疑応答に移る旨を議長に告げ、評議員の挙手の挙手を求めた。  
ここでひととおり質疑応答が行われ、質疑応答の後採決され、賛成多数により承認された。  
引き続き議長は第五号議案の提案を執行部に求め、古橋博美会長より、現執行部の任期は、明年三月までであり、その後の会長と監事は評議員会で選出することになっているので、この

選挙実務を担う選挙管理委員会を立ち上げ、選挙管理委員を選任する議案である旨の説明が行われた。  
議長は質疑応答に移る旨を議長に告げ、評議員の挙手を求めたが、評議員からの質問はなく、直ちに採決に入った結果、賛成多数で可決された。  
その後、議長は協議事項に入る旨を議長に告げ、執行部に協議内容の提案を求めたが、執行部からは協議内容がない旨が議長に告げられた。  
議長はここで宗像篤志評議員（熊本）から発言の要請があり、これを認めた旨を議長に告げ、宗像評議員

の発言を許可した。  
宗像評議員からは、熊本市議会議員選挙に会員が立候補し、当選して、本日同道しているの一言挨拶させていただきたい旨の要請があり、議長これを許可し、市議会議員当選者から当選御礼があった。  
次いで議長は、報告事項に入る旨を議長に告げ、執行部に報告を求めた。  
執行部からは、当日配付資料に基づき時局・渉外報告、ニチギデータセンター関連報告、懲罰審査委員会施行細則一部改正報告等が行われた。  
議長はその他の意見があるか議長に告げた。

平成二十三年 第一回連盟評議員会

質疑応答 要旨

第一号・第二号議案関係

組織活動費が使われていないが、時局対策積立金と併せて県技連盟の活動費として交付できないか。  
長年の懸案を解決しようという道筋をつけたらどうか。  
執行部からは、当日配付資料に基づき時局・渉外報告、ニチギデータセンター関連報告、懲罰審査委員会施行細則一部改正報告等が行われた。

議長はここで宗像篤志評議員（熊本）から発言の要請があり、これを認めた旨を議長に告げ、宗像評議員の発言を許可した。  
宗像評議員からは、熊本市議会議員選挙に会員が立候補し、当選して、本日同道しているの一言挨拶させていただきたい旨の要請があり、議長これを許可し、市議会議員当選者から当選御礼があった。  
次いで議長は、報告事項に入る旨を議長に告げ、執行部に報告を求めた。  
執行部からは、当日配付資料に基づき時局・渉外報告、ニチギデータセンター関連報告、懲罰審査委員会施行細則一部改正報告等が行われた。

その他の意見として評議員より、連盟活動の変化について、歯科技工士教育機関の年限延長について、近畿地方の豪雨で被害にあった会員への対応について、歯科技工士法違反者への刑罰について等の質問要望があり、古橋博美会長から回答があった。  
最後に、神奈川県技連盟白井評議員より、統一地方選挙において歯科技工士の資格のある県議会議員候補が当選し、入会したので活動を共にしている旨の報告があった。  
議長は他に意見が無いことを議長に確認し、平成二十三年第一回評議員会の閉会を議長に告げた。

【第一号・第二号議案関係】  
組織活動費が使われていないが、時局対策積立金と併せて県技連盟の活動費として交付できないか。  
長年の懸案を解決しようという道筋をつけたらどうか。  
執行部からは、当日配付資料に基づき時局・渉外報告、ニチギデータセンター関連報告、懲罰審査委員会施行細則一部改正報告等が行われた。

【第二号議案関係】  
歯科技工士対価が歯科技工担当者に正当に届くための渉外活動を行うということ、民主党の衆参両院の先生方にご協力いただいていることだが、西村まさみ先生の名前が聞こえてこない。西村先生にはご協力いただけているのか。  
今の御質問は保険局マターの話。西村議員とも何度か個別に会っている。日技連盟のために働くのは当然で、一生懸命だけれども、この問題はそう単純な問題ではない。  
平成二十二年度までは他の医療技術者団体も含めて懸案の話をしていたので、どうしてもこの問題は埋没してしまっただけ。四月以降は、大久保日歯会長とも懇談をし、厚生労働省保険局の担当者にも何回か来館していただいていた。所定点数をもう少し明確にしようという話をしている。

【第三号議案関係】  
改正された連盟規約はいつから執行されるのか。  
日技本会で言っていた終身会員、あるいは女性会員からも会費を納入していただくことは変わらない。ただ、後程の議案で説明するが、連盟でも終身会員の要素を取り入れ、会費を安くしていることと考えている。  
NDCについても日技連盟の会員管理と会費収受について社団にお願いするつもり。

【その他】  
今までの連盟活動とアプローチ方法が変わったのか。  
スタンスは変わらないがアプローチ方法は変わった。当事者間だけでなく、行政と国会議員を挟み三者で話を進める。そして、内容を担保する手法を用いている。問題点を資料として出しながら、当事者だけで話すのではなくて関係者を集めて進める。  
別に意図的に変えたわけではなくて、政治家の人たちと相談しながらこういう方法が一番いい。国としてやるべきことをやるということを進めている。

【第四号議案関係】  
第三条第五項にある「特別な事情」とは何をいうのか。  
条文を移しただけで、個別事例は挙げないが、従前の考え方で申請が上がればできるだけ会員視点に立つて総務会で検討する。  
入退会のところ、一本連盟所定の入会申込書」とか退会の場合は「本連盟所定の退会届」とあるが、これは新しく作るということか。  
既に連盟だけの入会申請書は一年半ぐらい前に都道府県にお配りしている。同時入会も当然あるので、それを新規につくる予定でいる。

【第五号議案関係】  
無資格技工の資料をいただいたが、歯科医師法などは違反するとすぐ捕まるのに、歯科技工士法違反では何故すぐに捕まらないのか。  
歯科技工士法十七条違反は職業の根幹にかかわる部分なので重い。これは当然対応するはずだ。  
行政の対応だけでなく、国民の代表である議員が対応を求めているので、いい加減な決着はしないはずである。職業免許の根幹にかかわる部分なので、厳しい対応を求める。

【第一号・第二号議案関係】  
組織活動費が使われていないが、時局対策積立金と併せて県技連盟の活動費として交付できないか。  
長年の懸案を解決しようという道筋をつけたらどうか。  
執行部からは、当日配付資料に基づき時局・渉外報告、ニチギデータセンター関連報告、懲罰審査委員会施行細則一部改正報告等が行われた。

【第二号議案関係】  
歯科技工対価が歯科技工担当者に正当に届くための渉外活動を行うということ、民主党の衆参両院の先生方にご協力いただいていることだが、西村まさみ先生の名前が聞こえてこない。西村先生にはご協力いただけているのか。  
今の御質問は保険局マターの話。西村議員とも何度か個別に会っている。日技連盟のために働くのは当然で、一生懸命だけれども、この問題はそう単純な問題ではない。  
平成二十二年度までは他の医療技術者団体も含めて懸案の話をしていたので、どうしてもこの問題は埋没してしまっただけ。四月以降は、大久保日歯会長とも懇談をし、厚生労働省保険局の担当者にも何回か来館していただいていた。所定点数をもう少し明確にしようという話をしている。

【第三号議案関係】  
改正された連盟規約はいつから執行されるのか。  
日技本会で言っていた終身会員、あるいは女性会員からも会費を納入していただくことは変わらない。ただ、後程の議案で説明するが、連盟でも終身会員の要素を取り入れ、会費を安くしていることと考えている。  
NDCについても日技連盟の会員管理と会費収受について社団にお願いするつもり。

【その他】  
今までの連盟活動とアプローチ方法が変わったのか。  
スタンスは変わらないがアプローチ方法は変わった。当事者間だけでなく、行政と国会議員を挟み三者で話を進める。そして、内容を担保する手法を用いている。問題点を資料として出しながら、当事者だけで話すのではなくて関係者を集めて進める。  
別に意図的に変えたわけではなくて、政治家の人たちと相談しながらこういう方法が一番いい。国としてやるべきことをやるということを進めている。

【第五号議案関係】  
無資格技工の資料をいただいたが、歯科医師法などは違反するとすぐ捕まるのに、歯科技工士法違反では何故すぐに捕まらないのか。  
歯科技工士法十七条違反は職業の根幹にかかわる部分なので重い。これは当然対応するはずだ。  
行政の対応だけでなく、国民の代表である議員が対応を求めているので、いい加減な決着はしないはずである。職業免許の根幹にかかわる部分なので、厳しい対応を求める。